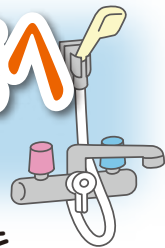


# アパート・マンション等の管理者の皆さまへ ～水道局からのお知らせ～



ご所有のアパート、マンション等の水道料金について、現在の用途を「家庭用」⇒「**連合専用**」に変更することで、水道料金が安くなる場合があります。

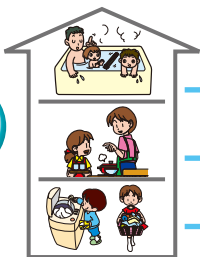
※戸別（各部屋ごと）に水道料金を徴収している場合を除く

例えば、○△住宅（部屋数3）において 使用水量（2カ月分）が60 m<sup>3</sup>の場合

上下水道料金の計算

「家庭用」で  
料金計算すると

建物全体を1戸  
として計算



60m<sup>3</sup>

16m<sup>3</sup>までの使用水量

基本料金 3,120円

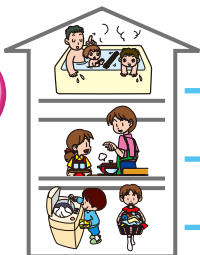
超過料金 12,100円

= 3部屋分  
15,220円

17m<sup>3</sup>以上は、超過料金として加算

「連合専用」で  
料金計算すると

全体の使用水量を  
各部屋が均等に使用  
したものと計算



60m<sup>3</sup>

20m<sup>3</sup> 基本料金 3,120円

超過料金 1,080円

= 4,200円

20m<sup>3</sup> 4,200円 × 3部屋分 = 12,600円

20m<sup>3</sup>

この場合、2,620円もお得に!

- 店舗が入居している場合は用途が「営業用」となるため、「連合専用」に変更することはできません。
- 部屋数は入居の有無にかかわらず、すべての部屋数の計算となります。

## 水道料金のお支払いは **口座振替** をご利用ください!

★手続き方法★

①預金通帳 ②印鑑（届出印）③「上下水道料金のお知らせ」または「水道料金領収書」をご持参のうえ、各金融機関または水道局窓口にて口座振替依頼書を記入、提出してください。

※「口座振替依頼書」は市内各金融機関窓口にも備えています。ゆうちょ銀行（郵便局）については専用の依頼書がありますので、直接ゆうちょ銀行窓口にてお申込みください。



問合せ：水道局 業務課 ☎892-3352